

第 6 2 号 議 案

平 成 2 6 年 度

亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度亀岡市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）

平成26年度亀岡市の国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

37,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ9,886,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に  
よる。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月13日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		千円 2,323,280	千円 △1,034	千円 2,322,246
	1 国庫負担金	1,709,757	116	1,709,873
	2 国庫補助金	613,523	△1,150	612,373
8 府支出金		561,380	△30,468	530,912
	1 府負担金	65,817	116	65,933
	2 府補助金	495,563	△30,584	464,979
10 共同事業交付金		1,027,192	11,197	1,038,389
	1 共同事業交付金	1,027,192	11,197	1,038,389
11 財産収入		27	424	451
	1 財産運用収入	27	424	451
13 繰入金		781,241	35,127	816,368
	1 他会計繰入金	611,606	35,127	646,733
15 諸収入		5,220	△2,520	2,700
	4 雑入	4,710	△2,520	2,190
16 市債		205,007	△50,000	155,007
	1 京都府国民健康保険広域化等支援貸付金	205,007	△50,000	155,007
歳入合計		9,923,856	△37,274	9,886,582

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 167,725	千円 △2,000	千円 165,725
	4 特別対策事業費	25,701	△2,000	23,701
2 保険給付費		6,833,032	△13,000	6,820,032
	4 出産育児諸費	50,426	△13,000	37,426
3 後期高齢者支援金等		1,245,036	468	1,245,504
	1 後期高齢者支援金等	1,245,036	468	1,245,504
4 前期高齢者納付金等		910	71	981
	1 前期高齢者納付金等	910	71	981
5 老人保健拠出金		110	△66	44
	1 老人保健拠出金	110	△66	44
6 介護納付金		459,827	△521	459,306
	1 介護納付金	459,827	△521	459,306
7 共同事業拠出金		995,415	△2,974	992,441
	1 共同事業拠出金	995,415	△2,974	992,441
8 保健事業費		101,031	△19,252	81,779
	1 特定健康診査等事業費	74,438	△16,652	57,786
	2 保健事業費	26,593	△2,600	23,993
歳出合計		9,923,856	△37,274	9,886,582

## 第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
京都府国民健康保険 広域化等支援貸付金	千円  205,007  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円  155,007  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。